

令和5年 第11回

毛呂山町農業委員会会議録

開催月日	令和5年12月25日（月）					
開催場所	204会議室					
開催時刻宣言	午後1時50分					
閉会時刻宣言	午後3時00分					
会長	初野 健一					
委員出席席状況	農業委員			農地利用最適化推進委員		
	席次番号	氏名	出欠	席次番号	氏名	出欠
	1	初野 健一	出	1	森 修	出
	2	関口 隆	出	2	小高 孝司	出
	3	峯岸 英男	出	3	渡邊 典邦	出
	4	岡野 鈴代	出	4	岡野 國明	出
	5	新井 功	出	5	福島 誠一	出
	6	小川 收一	出			

〔議案等〕

- 日程第3 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
土地の表示：西戸 1849 m²
権利の種類：解除条件付き賃貸借
- 日程第4 議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について
土地の表示：小田谷 877.18 m²
権利の種類：使用貸借権（2ヶ月：一時転用）
- 日程第5 議案第3号番号1 農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について
土地の表示：西大久保 1844 m²
計画変更の詳細：ドライブイン
- 日程第6 議案第4号番号1 農用地利用集積計画の決定について
土地の表示：大類 926 m²
権利の種類：使用貸借権（10年間）
- 日程第7 報告第1号番号1 農地法第4条の規程による届出について
土地の表示：岩井西五丁目 270 m²
転用の詳細：専用住宅用地
- 日程第8 報告第2号番号1 農地法第5条の規程による届出について
土地の表示：毛呂山町中央四丁目 210 m²
転用の詳細：アパート用地として
- 報告第2号番号2 農地法第5条の規程による届出について
土地の表示：岩井西四丁目 417 m²
転用の詳細：宅地造成
- 報告第2号番号3 農地法第5条の規程による届出について
土地の表示：平山三丁目 226 m²
転用の詳細：住宅用地

議長	(開会挨拶) それでは令和5年第11回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は農業委員6名、農地利用最適化推進委員5名全員の出席があり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
事務局	一点だけ報告がございます。本日、傍聴人がお一人いらっしゃいます。規則に基づき農業委員会総会は公開されるものですので、ご承知のほどよろしくお願いいたします。 ◎日程第1 会議録署名委員の指名
議長	会議録署名委員の指名の件を議題とします。 毛呂山町農業委員会会議規則第36条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。
委員	異議なし。
議長	それでは会議録署名委員に3番、4番を指名します。 ◎日程第2 会期の決定
議長	会期の決定につきまして本日1日とすることに異議はございませんか。
委員	異議なし。
議長	会期は本日1日とします。 ◎日程第3 議案第1号
議長	議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。

委員	総会資料が配付された段階で事務局に、申請者に一問一答を行いたいとお願いしていたのですが、返事がありません。また、先月の案件でも「〇〇」の申請者に質問をしたいことがあるから場を設けてくれと事務局にお願いしていたのだが、未だに返事が無いです。この二点はどのような状況ですか？
事務局	〇〇委員の提案のとおり、事務局でそのような場を設けれるように調整していました。しかし、申し訳ないのですが12月中旬まで議会があり、議会が閉会してからは私がインフルエンザに罹患してしまい、先週もお休みを頂いていました。このままいくと年明けにはなってしまうかもしれませんが、年明け後は「〇〇」さんなどから順次、機会を設けることができると考えております。 〇〇委員に伺いたいのですが〇〇は総会にお呼びする形の方がよろしいでしょうか？
委員	はい。一問一答でいろいろ聞きたいことがあります。今回の申請者である「〇〇」は7月の12日に県の環境衛生から手入れを受けた会社だと聞いております。〇〇さんもそうです。それと地元の農業者の協力を得ると書いてありますが、近辺の農業者は〇〇くらいしか考えられません。ここをはっきりさせたいです。環境衛生の観点から、今回の案件などを隠れ蓑にしてほしくないと考えているため、後々の問題に備えて、一問一答などで聞きたいです。
事務局	承知しました。総会にお呼びすることも可能ですが、相手があつての話になりますので、今この場で必ずお呼びできるとは言えません。事務局の方で調整してみます。
委員	ということはこの案件は保留という形でよろしいでしょうか。
事務局	許可権限は町にありますので、継続審議なども可能です。
委員	つくりたい野菜が今すぐに作付けしないといけない野菜とかではないので、継続審議で問題ないと思います。
委員	解除条件付き賃貸借とはどのような条件ですか？

事務局	平たくいうと農地としてしっかりと管理・耕作するのが条件となります。仮に農地として適切に管理されない場合は、すぐに賃貸借を解除することになります。
委員	賃貸期間はどのくらいになりますか？
事務局	5年間ほどを予定しています。 事務局としては遊休農地を減らすのが不可能でも、遊休農地の発生を抑制することは可能だと考えております。また、農業を始める方は初めから農業が上手くいけるとは考えておりません。しかし、下限面積が撤廃され、より農業に参加できるハードルを下がったため、これらのことも含めて審議をしていただければと考えております。
委員	今回の申請地のみで法人が使用する野菜を耕作するのですか？
事務局	資料の中に記載させていただいた野菜以外にも野菜を作る計画があるそうです。現在、申請者は様々な野菜を各100kgほど加工しているそうです。従いまして、今回の申請の面積では全ての野菜をまかなうことは不可能です。そのため、今回の耕作をきっかけにゆくゆくは全ての野菜を生産できればと考えております。
議長	相手の都合などがありますが、一月の総会にきてもらうことや、もしこれない場合は質問を作って回答していただくことでよろしいですか？
委員	〇〇委員を中心に質問を作ってもらいそれを事務局が申請者に送って、回答していただく形でどうでしょうか？
議長	議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請について、採決いたします。それでは本議案について、継続審議に賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請について、継続審議と致します。

議長	◎日程第４ 議案第２号 議案第２号番号１農地法第５条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	近くで〇〇の計画があるとかとの噂を聞いたのですが、それとの関係性はどうかでしょうか？
事務局	今回の工事は、〇〇の敷地内にある手彫りの土側溝を補修する工事になります。〇〇の話ですが、下話の段階ではありますので詳しいお話しは控えさせていただきますが、確かにそういったお話しはございます。しかし、今回の対象地とは異なる場所であり、また、計画の関係性もございません。
委員	承知しました。
委員	２ヶ月の転用ということで、もし砂利を敷くのであれば簡単に農地に復元することは難しいと思います。また農地として復元はされるのですか？
事務局	今回の工事では砂利を敷くのではなく鉄板を敷く工事になります。また、工事終了後は農地復元計画書というものを提出していただいております、期間がおわる３月末までには農地に復元されている計画です。
委員	承知しました。
議長	議案第２号番号１農地法第５条の規定による許可申請について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)

議長	挙手全員でございます。議案第 2 号番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	◎日程第 5 議案第 3 号 議案第 3 号番号 1 農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
事務局	補足で説明させていただきます。今回、議案であげさせていただいているのは「農地転用事業計画変更承認申請」というもので、わかりやすくいうと前に許可が出ていた計画の変更を行って良いかというものになります。実際の 5 条申請は 1 月の総会にかける予定となっています。そのため、今回の議案はあくまで過去に出ている許可から目的を変更して良いか承認してもらう議案になります。 もう一つ、夏頃に〇〇なお話しがあったと思いますが、あの話は良くない事態でした。それらを代理人や申請者にお伝えして農地転用も厳しくみる必要があるとお話しをさせていただきました。代理人や申請者にも 2 回ほど役場にきてもらい聞き取り調査を行いました。実際にお話を聞いてみて、しっかりと意思を持って計画を考えているんだなと印象を受けました。さらに、ご指摘のあった給排水・県道協議・採算性なども今日の資料に一部添付させていただきましたが、しっかりと表現させていただきました。事務局としては書類上はほとんどそろったと判断できたため、今回、計画変更の議案をあげさせていただきました。
委員	この前も局長と話しましたが、平成 23 年に〇〇で農地を転用していますが、それから何もやっていません。今度は〇〇さんがドライブインで計画しているとのことですが、〇〇さん自身は〇〇で〇〇を経営していてブームで経営は良かったそうですが、今は〇〇のアパートなのか貸し屋なのかに住んでいて、〇〇も〇〇の住宅にあるんですかね、申請地は昼間とかでも車通りが少ないです。そのため採算がとれるかも怪しいです。そういった中で 4～5 年赤字でもやっていける資本力があるのであれば良いですが、調べた限りだと〇〇さんにそれほどの資本力があるとは思えません。その後に 1 年後くらいに産業廃棄物置き場とかで売り飛

事務局	ばされたら、西大久保にとってはたまったものではありません。 最近では毛呂山町でも〇〇で火事がありました。今はリジウム電池も発火するんですよね、もし今回の申請地でそんなことをされたら農業委員会の責任にされたら嫌だから反対しています。 しかもこの計画は夜は人がいないんですよね、その際に産業廃棄物を投棄されたらどうするのでしょうか。 許可を出してから遅いので、厳しく見させていただこうと考えています。 まず〇〇の許可についてですが、許可を取った後に代表の方が体調を崩してしまい、亡くなってしまいました。実際はやりたかったのですが、代表がいなくなってしまい実行しなかったそうです。現在の経営状況ですが、〇〇の北側・〇〇の〇〇の東側に1カ所ずつどのような経営状況なのかはわかりませんが施設があるそうです。 今回の申請者である〇〇さんの資金力についてですが「資金調達計画書」という書類を頂いておりまして。事業費で土地購入費が〇〇円造成費が〇〇円建築開発費が〇〇円で合計約〇〇円となっています。その事業費に対して残高証明書を提出していただいています。事業費を超える資金を用意していることが証明されています。また採算性については資料に添付させていただきました。収入が1年で〇〇円経費は1年で〇〇円となっており、採算がとれる計画になっている事がわかります。これらの情報を踏まえて実現性や採算性は十分にとれていると事務局としては考えております。
委員	図面に汚水枡がありますがここを通過して排水されるのでしょうか？
事務局	お配りしている資料ではわかりづらくて申し訳ありません。こちらには資料がございまして40人槽の合併浄化槽を設置しグリストラップ等も設ける予定です。また、大雨の際には水路から逆流してくるのではないかと指摘がございましたが、浄化槽には逆流防止弁を設けています。仮に大雨が酷い場合は営業をしないということも伺っています。また、〇〇の水利組合等の問題はないのかお調べしてもらったのですが、申請地は該当エリアでは無いため、周辺農地への影響も無いとのことです。また、排水先も〇〇になりますので問題が無いと考えております。
委員	外付けのトイレは合併浄化槽につなげる予定ですか？

事務局	そのような計画となっております。
委員	土地利用計画図に高低差の矢印があると思いますが、県道との高低差はいかがでしょうか？
事務局	図の矢印の近くに数字があると思いますが、それが高低差を表しています。雨水の排水につきましては宅内処理が基本になりますので、今回の計画も自然に宅内処理できる用になっています。
委員	敷地内は舗装ですか砂利ですか？
事務局	現時点ではわからないので次回の総会でお答えさせていただきます。
委員	放水路に流すとのことですが、放水路は問題の抱えている水路です。また、この資料のような計画で客が入れば良いですけど、入らないですよはっきり言って、役所の裏とかだったら十分わかるんですけど、この場所ではこんだけの利益が出ないです。3年やっても無理です。赤字経営が続いて〇〇さんが何年続くか。銀行口座だってどんなこともできます。その時だけお金を入れて見せることもできます。長期的に銀行が保証してくれるのか、だからこれも一問一答じゃないですけど1月に呼んでほしいです。そうじゃなくたって9月頃に〇〇なことをしているので、当日は本人がきて一問一答。まちづくり整備課の課長とも話したんだけど開発も関わっているのであれば、まちづくり整備課も呼んで一問一答すれば良いじゃないですか、そうじゃないと地元で反対運動が起きるんじゃないですかね、地元でこういうことがあって産業廃棄物の置き場になって、金曜日の〇〇の〇〇であった〇〇でも放送された火事ですよ、あんなふうな置き場になったら困るから話してるんですよ。今後のために話してるんですから、町はわかってくれるんだったら、まちづくり整備課と本人を呼んでもらっても一問一答してもらいたい案件ですけどいかがでしょうか。
事務局	〇〇委員のおっしゃることはよくわかります。それで書類の条件や許可要件に関しましては、状況としては全部整っています。我々は法律に則って様々な事務処理や手続きを行っていますが、一方で申請をされる方の立場を守る法律もございます。行政不服審査法というものがあります。

	公権力の行使に対してどこまで行使をして良いのか、あまりにも度が過ぎてしまうと今度は相手に被害を与えるケースもございます。今回の案件がすぐにそのような形になると言いたいわけではありませんが、例えば物流倉庫などの100億円規模の工事になりますと1ヶ月過ぎただけでも、何億円との損害につながります。ではそれは誰の責任なんだという事になり訴訟や損害賠償の対象になる可能性もあります。何がお話ししたいかというと、農業委員会だからといってなんでもかんでもやっていかということそういうわけではありません。〇〇さんには先ほどもお話ししましたが、役所に2回きていただき事務局のほうでは様々な様子を聞かせていただきました。そういった状況の中で極端に言うと書類は許可相当です。さらにお話ししますと農転の許可権者は埼玉県です。農業委員会ではありません。農業委員会という組織は案件に意見を付して埼玉県に書類を進達して、書類の審査は埼玉県が行います。こういったお話しで恐縮ですが、あくまでも農業委員会という組織はそのような組織になります。〇〇さんをお呼びする件ですが、もう一度お呼びするのもしょうがないのかなと考えていますが、何回も呼び出すのもいかがなものかと考えております。相手の立場を考えて農業委員会として対応して頂くのがよろしいかなと考えております。
委員	では改めて、県の職員がこの場にくるのはいかがですか。
事務局	それはよろしくないと思います。最終的な許可権者は埼玉県ですが、埼玉県には書類を送付しております
委員	県はどのように話していますか？
事務局	しょうがないでしょうと頂いています。
委員	文章ではもらってますか。
事務局	文章では頂いておりません。
委員	もらってなかったら我々は簡単には出せないでしょう。
委員	ここは町の農業委員会の立場だと思うのですが、農業委員会の立場でこの農業委員会が審議している内容の提出書類が法律の中で定められてお

	り、その書類が提出されているのですよね。その中で審議をするのであれば、資金がどうの３年後には倒産するなどの憶測の話ははいってこないですよね。ここでやる話はそういう話ではなくて、審議するのに必要な書類が出ているのであれば、それをもって審議をすべきであり、憶測の話をする場ではないと思います。それはもう本人の努力義務ですから。書類の中で様々な心配事がありますがそれをクリアしないと、農業委員会を通さないという話ではないと思います。
委員	私もそう思います。そしてどうしても譲れない箇所はあると思いますのでそこを条件付きでという形でいかがでしょうか？
事務局	今考えているのは、〇〇委員がおっしゃっている農転後、別の用途に使うみたいなことはしないように確約書等を入れてもらうという考えかたもあります。
委員	今回は計画変更の承認と言うことで農転の審査は来月と言うことですかね？
事務局	そうです。
議長	議案第３号番号１ 農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、承認相当という方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第３号番号１ 農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり承認相当といたします。
議長	◎日程第６ 議案第４号 議案第４号番号１ 農用地利用集積計画の決定について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)

議長	質問のあるかたはいますか。
委員	異議無し
議長	議案第４号番号１ 農用地利用集積計画の決定について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成という方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議長	挙手全員でございます。議案第４号番号１ 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	@日程第７ 報告第１号 報告第１号番号１ 農地法第４条の規程による農地転用届出報告について、事務局に説明を求めます。
事務局	（内容説明）
議長	質問のあるかたはいますか。
委員	異議無し
議長	@日程第８ 報告第２号 報告第２号番号１ 農地法第５条の規程による農地転用届出報告について、事務局に説明を求めます。
事務局	（内容説明）
議長	質問のあるかたはいますか。
委員	異議無し
議長	報告第２号番号２ 農地法第５条の規程による農地転用届出報告について、事務局に説明を求めます。

事務局	(内容説明)
議長	質問のあるかたはいますか。
委員	異議無し
議長	報告第2号番号3 農地法第5条の規程による農地転用届出報告について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のあるかたはいますか。
委員	異議無し
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
議長	その他でなにかございますでしょうか？
事務局	前回の総会でご質問のあった活動記録の月の活動回数ですが、目安は月に8回くらいでお願いします。8回を超えたら大体10回前後でお願いできたらと思います。
会長代理	(閉会挨拶) 以上を持ちまして令和5年第11回農業委員会総会を閉会いたします。